

我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯については、失業又は収入減少及び物価の高騰による食費等の支出の増加により家計が悪化していることを踏まえ、低所得の子育て世帯（ひとり親世帯を除く。）に対して臨時的な給付措置として実施するひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給要件)

第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）を養育する者であって、第1号から第6号までのいずれかに該当し、かつ、第7号又は第8号に該当するもののうち、第9号から第11号までのいずれかに該当するものとする。

- (1) 児童手当受給者（児童手当（児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法附則第2条第1項に規定する給付を含む。）をいう。以下同じ。）の令和4年4月分の受給者をいう。次条第4項において同じ。）であること。
- (2) 特別児童扶養手当受給者（特別児童扶養手当（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当をいう。以下同じ。）の令和4年4月分の受給者をいう。次条第4項において同じ。）であり、かつ、第6条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする場合にあっては、申請日において特別児童扶養手当の受給資格者であること。
- (3) 新規児童手当受給者（令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格の認定（他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。）又は児童手当法第9条第1項の規定に

よる児童手当の額の改定の認定を受けた者をいう。次条第5項において同じ。) であること。

- (4) 新規特別児童扶養手当受給者(令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格の認定(他の市町村からの転入を理由とするものその他児童の養育に関する状況に変更が生じないものを除く。))又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律第16条において準用する児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第8条第1項の規定による特別児童扶養手当の額の改定の認定を受けた者をいう。次条第5項において同じ。)であり、かつ、第6条第1項の規定により給付金の支給を受けようとする場合にあっては、申請日において特別児童扶養手当の受給資格者であること。
- (5) 高校生等を養育する者(前各号のいずれかに該当する者以外の者のうち、令和4年3月31日において、平成16年4月2日から平成19年4月1日までの間に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものをいう。)であること。
- (6) 政令で定める額以上の所得がある養育者(第1号から第4号までのいずれかに該当する者以外の者のうち、令和3年分の所得について、児童手当法施行令(昭和46年政令第281号)第7条に規定する額以上の所得があり、令和4年3月31日において、平成19年4月2日以後に出生した児童を養育する者であって、日本国内に住所を有するもの又は令和4年4月1日以後に、当該児童を養育し、日本国内に住所を有することになったものをいう。)であること。
- (7) 令和4年度分の市町村民税の均等割が非課税である者(同年度分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の均等割が課されていない者(未申告の者を除く。))又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税の均等割を免除された者をいう。)であること。
- (8) 令和4年1月以後の家計急変者(前号に該当する者以外の者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて同月以後の家計が急変し、令

和4年度分の市町村民税の均等割が非課税である者と同様の事情にあると認められるもの（当該者の1年間の収入見込額（同月から令和5年2月までの任意の1か月の収入に1.2を乗じて得た額をいう。）又は1年間の所得見込額（当該収入見込額から1年間の経費等の見込額を控除して得た額をいう。）が市町村民税の均等割が非課税となる水準に相当する額以下であるものをいう。第6条第4項において同じ。）をいう。）であること。

- (9) 児童手当等受給・非課税者（第1号又は第2号に該当し、かつ、第7号に該当する支給対象者（第1号に該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）であって、市長が令和4年4月分の児童手当の受給資格を認定しているもの又は市が同月分の特別児童扶養手当に係る事務を行うものであること。
- (10) 新規児童手当等受給・非課税者（第3号又は第4号に該当し、かつ、第7号に該当する支給対象者（第3号に該当する者については、児童手当法第17条第1項に規定する公務員である者を除く。）をいう。以下同じ。）であって、市長が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の児童手当の受給資格又は額の改定を認定したものの又は市が令和4年5月から令和5年3月までのいずれかの月の分の特別児童扶養手当の受給資格又は額の改定の認定の請求を受理したものであること。
- (11) その他の支給対象者（児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者以外の支給対象者をいう。次項第3号において同じ。）であって、申請日において市に居住するもの

2 前項の規定にかかわらず、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金は、当該支給対象者が養育する児童その他当該児童に係る給付金の支給を受ける者として市長が適当と認める者に対して支給する。ただし、既に当該支給対象者に対し給付金が支給されている場合は、この限りでない。

- (1) 児童手当等受給・非課税者であって、令和4年4月1日以後に死亡したとき。

(2) 新規児童手当等受給・非課税者であって、支給要件に該当することが確認された日の翌日以後に死亡したとき。

(3) その他の支給対象者であって、給付金の申請後、当該者に対する支給が行われるまでの間に死亡したとき。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者には、給付金を支給しない。

(1) 児童手当法第4条第1項第4号に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号に規定する障害児入所施設等の設置者

(2) 法人

(給付金の支給額、対象児童の範囲等)

第3条 給付金の支給額は、支給対象者が養育する対象児童1人につき、50,000円とする。

2 対象児童は、平成16年4月2日（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3で定める程度の障害の状態にあり、認定を受けた特別児童扶養手当の支給額の算定の基礎となっている者にあつては、平成14年4月2日）から令和5年2月28日までの間に出生した児童（日本国内に住所を有するもの又は児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）第1条で定める理由により日本国内に住所を有しないものに限る。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、児童が次の各号のいずれかに該当する場合は、対象児童としないものとする。

(1) 既に支給の決定がされている我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和4年告示第152号）に基づくひとり親子育て世帯生活支援特別給付金の算定の基礎とされた児童であるとき。

(2) 既に他の都道府県、市（特別区を含む。）又は福祉事務所を設置する町村から支給を受けている給付金に相当するものの算定の基礎とされた児童であるとき。

4 児童が異なる児童手当等受給・非課税者に養育されている場合は、当該児童は、児童手当受給者に係る対象児童とし、特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としないものとする。

5 児童が異なる新規児童手当等受給・非課税者に養育されている場合、当該児童は、新規児童手当受給者に係る対象児童とし、新規特別児童扶養手当受給者に係る対象児童としないものとする。

(申請不要の支給の方式)

第4条 市長は、児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、市長が別に定める日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、児童手当等受給・非課税者又は新規児童手当等受給・非課税者に対し、給付金を支給する。

4 児童手当等受給・非課税者及び新規児童手当等受給・非課税者に対する給付金の支給は、第1号から第3号までのいずれかの方式により行う。ただし、児童手当等受給・非課税者又は新規児童手当等受給・非課税者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号、第2号又は第3号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第4号に掲げる方式により行う。

(1) 児童手当支給口座振込方式 児童手当振込時における指定口座に振り込む方式

(2) 特別児童扶養手当支給口座振込方式 特別児童扶養手当振込時における指定口座に振り込む方式

(3) 指定口座振込方式 前項の規定による給付金の支給決定までに、児童手当等受給・非課税者又は新規児童手当等受給・非課税者が市長に指定口座を届け出た場合に、市長が当該指定口座に振り込む方式

(4) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

(申請による支給に係る申請受付開始日及び申請期限)

第5条 申請による給付金の支給に係る申請の受付開始日は、市長が別に定める日とする。

2 申請の期限は、令和5年2月28日までとする。ただし、令和5年3月分の児童手当又は特別児童扶養手当の認定又は額の改定の認定の請求をした者

等による支給の申請は、令和5年3月15日までとする。

(申請による支給の方式)

第6条 申請により給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別に定める我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金申請書(以下「申請書」という。)に本人であることを確認できる公的身分証明書(第4項において「身分証明書」という。)の写し等を添付の上、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定するものとする。

3 前項の規定により支給の決定を受けた者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り、第2号に掲げる方式により行う。

(1) 指定口座振込方式 申請者から指定された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口交付方式 市の窓口において現金で支給する方式

4 申請者が令和4年1月以後の家計急変者であるときは、第1項の規定による申請をする際に、身分証明書の写し等に加えて、次に掲げる書類を申請書に添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類については、申請者の同意を得て市が保有する公簿等により確認することができるときは、これを省略することができる。

(1) 対象児童を養育する者であることを証する書類

(2) 別に定める収入(所得)見込額の申立書

(3) 給与明細書、公的年金証書等の写し等の収入を明らかにする書類

(代理による申請)

第7条 前条第1項の規定による申請は、申請者が指定した者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第8条 支給対象者から第5条第2項に規定する申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が給付金の支給を

受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第4条第3項の規定による給付金の支給決定（以下この項において単に「支給決定」という。）を行った後、市が把握する児童手当又は特別児童扶養手当の振込時における指定口座（支給前までに指定口座の変更の届出を行っている場合にあつては、当該届出により変更した後の指定口座とする。）に給付金の支給として振込みを行う手続を行ったにもかかわらず、当該指定口座への振込みが、口座の解約、変更等の事由により令和5年3月31日までに完了できない場合は、当該支給決定の基となった贈与契約は解除され、当該支給決定は効力を失うものとする。

3 市長が第6条第2項の規定による給付金の支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないうちその他支給対象者の責に帰すべき事由により令和5年3月31日までに給付金の支給が完了できない場合は、当該支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第9条 給付金の支給を受けた者が給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件を満たさないことが判明したとき、又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたときは、市長は、当該給付金の支給を受けた者に対し、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公示の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、給付金の支給を受けた者に係る第9条に規定する給付金の返還については、同日後もなおその効力を有する。

(我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱の一部改正)

3 我孫子市ひとり親子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和4年告示第152号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(本市が支給しようとする給付金に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。次項において同じ。)又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。)とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>	<p>(支給対象者)</p> <p>第2条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者(以下「支給対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者(本市が支給しようとする給付金に相当するものの支給を既に他の都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所を設置する町村から受けている者を除く。)とする。</p> <p>(1)から(3)まで 略</p>
<p>2 我孫子市ひとり親世帯以外の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業実施要綱（令和4年告示第167号）に基づき支給される給付金（以下この項において「ひとり親世帯以外給付金」という。）の支給を既に受けている者又はひとり親世帯以外給付金に相当するものの支給を他の都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村が決定した者については、当該者</p>	

が前項第2号に規定する公的年金給付等受給者又は同項第3号に規定する家計急変者に該当する者であっても、支給対象者には含まないものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の各号に該当するときは、当該支給対象者の法第4条に定める要件に該当する児童（次条において「監護等児童」という。）であった者に支給する。ただし、既に当該支給対象者に対し給付金が支給されている場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 略

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、支給対象者が次の各号に該当するときは、当該支給対象者の法第4条に定める要件に該当する児童（次条において「監護等児童」という。）であった者に支給する。ただし、既に当該支給対象者に対し給付金が支給されている場合は、この限りでない。

(1)から(3)まで 略